

第 760 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 8 月 25 日 (金) 13 時 57 分～15 時 10 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 2)
- (3) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)
- (4) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 4)
- (5) なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 5)
- (6) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 6)

2 報告事項

- (1) 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について (資料 7-1、7-2)
- (2) 一都三県連合海区漁業調整委員会の開催結果について (資料 8)
- (3) 定置漁業の保護区域の設定に係る委員会指示の公報登載について (資料 9)
- (4) 横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限に係る委員会指示の公報登載について (資料 9)

3 その他

- (1) しらすうなぎ採捕の知事許可漁業化について (資料 10)
- (2) 令和 5 年 11 月の委員会開催日程について
- (3) その他

[配布資料]

- ① 水産神奈川 第 566 号
- ② 海生研ニュース 第 159 号

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、福地臨時主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、村尾主事、野口技師、伊藤主事

議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 15 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長
(櫻本会長)

それでは、ただいまから第 760 回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が 6 件、報告事項が 4 件と、その他となっております。

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

青木勇委員、青木勝海委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは青木勇委員、青木勝海委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項（１）「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事
議長

【資料 1 に基づき説明】

はい、ありがとうございました。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議長

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（２）「小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹
議長

【資料 2 に基づき説明】

はい、ありがとうございました。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

ちょっと教えて欲しいのですが、

小型定置網は第二種共同漁業権の場合もあると思うのですが、どういった

場合には知事許可漁業にするということを、県の規則か何かで定めているのでしょうか。

水) 相澤副技幹 漁業権者が漁協であって、行使するのが漁業者という形になってございます。ですので、漁協が直接漁業権を行使するという仕組みではございませんことから、知事許可漁業という枠の中で許可をさせていただくということになっております。

玉置委員 ありがとうございます。

議長 他に御意見等ございませんか。

はい、鵜飼委員お願いします。

鵜飼委員 今回ちょっと場所がよくわからないのですけども。

刺し網許可とかと違って固定される漁具を設置する、ましてや定置網なので、漁業調整委員会の委員が、場所がどこであるかわからないのに審議できないような気がするのですけれども。

元々、大磯二宮地区には昔、小型定置があったのですよね。小磯か何か。

そういう関係も知りたいので、やはり審議をするうえでは、場所の特定ができる資料を提示していただけたらと思います。

水) 相澤副技幹 わかりました。もしお時間をいただければ、設置図、平面図といったものはございますので、プリントアウトして御用意することは可能ですが、よろしいでしょうか。

議長 では、本件はペンディングということにさせていただきますして、次の諮問事項（３）の方に移りたいと思います。

諮問事項（３）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事 **【資料３に基づき説明】**

議長 はい、ありがとうございます。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 了 承

議長 はい、それではそのように決定します。

続いて諮問事項（４）「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事
議長

【資料4に基づき説明】

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（5）「なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いします。

水) 伊藤主事
議長

【資料5に基づき説明】

はい、ありがとうございました。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（6）「小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師
議長

【資料6に基づき説明】

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決定いたします。

諮問事項につきましては諮問事項（2）がペンディングになっておりますが、報告事項に行ってもよろしいでしょうか。

それでは報告事項に入りたいと思います。

報告事項（1）「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 荒井代理

【資料7-1、7-2に基づき説明】

議長

ありがとうございます。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

私から1点あるのですが、一番最後の25ページで、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えている、と回答されていますけれど、これ現在のプレジャーボート保険は義務化されているのでしたっけ。

黒川委員

義務化されていないですね。

議長

だから、そういう意味ではカバーできないですね。

黒川委員

基本的に国交省が丸投げですよ、こちらに。

現状これで要望を出しても、回答があくまでもマニュアルの回答だけであって、現実には困っているのは現場であって意味がない。

これを説明されたとして、「行って来い」で終わっているじゃない。会長が言うように、漁業者がもう義務化じゃないですか、漁船なんて適正してでも。

プレジャーボート、ミニボートは一切無保険です。

それで、各マリーナさんで、うちに入るのだったら必ず入ってください、とお願いをして皆さん入ってもらっているみたいですよ。

ここをもっと強く言わないと事故は増えるし、海は皆のものだけど、そこをしっかりと国を交えて、もっとアピールした方がいいんじゃないですか。

これじゃ、行って来いで、何年やっても同じ回答で逃げて、現場に押し付けて、どうかと思うのですけども。

事) 荒井代理

来年度の事務局案を作成する際に、今の御意見も含めて考えたいと思います。

黒川委員

一つだけ、国交省なのだけど、この間の北海道の事故で小型船舶も凄く厳しいですよ。で、こういう風に、ミニボートは検査がいらぬとか言っているじゃない。

差が凄いですよ。今、JCIなんて4人がかりで来ますからね。ガラスがヒビ入っているだけで許可下りませんっていう。それだけ厳しいのですよ、現場は。

なんかちょっとね、言った方がいいと思います。

議長

他に御質問、御意見は。

小菅委員

このミニボートとか、うちらが出している案というのは、東京湾とかその辺特有なのですか。日本全国の中でも、特に東京湾は多分事故が多いと思うのですが、どこでもこういうミニボートとかあるのですか。東京湾とか、大阪とか、そういう首都圏特有で事故というか、ミニボートが繁栄している

のか。

北海道から九州まで漁業組合がたくさんある中で、ミニボートが危ないな、というような県もあるのですか。

いつもその辺を疑問に思って聞いているのですけど。

山本事務局長

おっしゃられるとおり、東京湾ですとか、大阪、伊勢湾というのは、大都市圏で交通の便が良くて、アクセスしやすい。要は、ミニボート自体が、ボートを係留できるような栈橋などがあるところで多いです。

小菅委員

毎回思っているのだけでも、毎回同じ答えなので。

結局、日本各地にこういう事故事案があれば、当然、義務化は訳なくしてくると思うのですけど、やはり一部の地域だけという認識で、水産庁もそういう認識があるから、国交省管轄とはいえ国交省もそういうような形になっているんじゃないかと思って。

もう何年も出しているけど、答えがもう全然、今黒川組合長が言ったように、同じくいつもそのような感じは受けているのですけど。その辺はどうしたら、今後そういうものに当たるかという。

海上保安庁なんか聞いても事故は少なくはないですよ。

保険に入っていないと、我々のせいになる。向こうが加害者の場合は、一銭も下りないのと一緒なのですよね。

でも、漁船とぶつかれば、向こうが大破するのは当然なので。そのうえ保険入ってないという。国交省の言っている意味も、いまいち分からないのですけど。

その辺をもう少しきちんと、次回も出すのでしたら。

やはり、現状がどうなっているかというのは説明していると思うのですけど、それにしても余りにも担当者が海のこと知らなさすぎる。間違いなく、事故はポツポツあるのですよ。波だけでもひっくり返るので。

山本事務局長

水産の行政としては、そういったことを機会あるごとに、例えば国交省の幹部の方と話をする機会がある際などにお伝えしていくことになるかと認識しています。今、正式にこのような形式で申し入れても動いてくれないということになっています、と。

小菅委員

毎年出して意味があるのかなという思いもあるのと、やはり毎年出した方が良いのかなという半々の気持ちです。

年中同じ答えなので、意見もなかなか出づらと思うのですけど、その辺、次回もう少し何か案があれば。

議長

はい。他に御意見等ございますでしょうか。

もしなければ、これは報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同 了 承

議長 それでは、そのように決定します。

では諮問事項（２）に戻ります。資料が配付されましたので、改めてこの資料を使って、簡単にもう一度御説明いただけますでしょうか。

水) 相澤副技幹 **【追加資料に基づき説明】**

議長 ありがとうございます。改めまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員 出していただいた資料なのですけれども、求めていたのは、やはり水深がないと。

基本的に、小型定置は 27 メーター以浅ですね、確か。その辺が確認しなかったなというのが一つと。上手と下手の定置網の話をされて、大磯の方と小田原の方には調整されているということですね。それは間違いないですよ。

水) 相澤副技幹 水深の図もございます。

鵜飼委員 測量されたのですよね。

水) 相澤副技幹 はい。実際に測量させていただきました。大磯の漁協さんの方で調査をした結果に合わせて我々も現地調査をさせていただいて、実際に測深をさせていただきました。それで、25メートルのところを設置するように水産課の方から指導して、調整の結果、この区域になったということでございます。

鵜飼委員 海図に落としたものはないのですか。海図に落としていただいたものをご確認させていただくのが一番、そうすれば海の上の話ですから、水深がこの辺だなということで。

水) 相澤副技幹 実際に漁協さんと調整して、測量に入る前に入手している測深図というのは、いまお手元に用意しているところです。

こちら、漁協さんがメーカーと一緒に測深をした実測のデータを提出してもらったものでございます。

A B C Dと区域を括っていますけれども、これは今回私どもの方から御説明した区域とはまた別のものがございます、当初、漁業協同組合としては、26メートルと27メートルのラインで網を設置するという想定で、この図面を御用意いただいたところですが、実際に水産課の方でも、こちらの図面を元に緯度経度を取りまして、測深をするという作業をさせていただきました。

こちらをお配りした図面に次いで御覧いただきますと、26メートルから27メートルの範囲で、身網の方を置きたいという結果だったんですけれども、水産課の方で現場に行って測量したところ、余りにもギリギリだということもありまして、この図面で言いますと、25メートルのラインに身網が来る場所にするように、ということでお話をさせていただきました。

その結果得られたのが、先ほどお渡しした図でございます。

この中に身網が、定置網の袋網まで含めまして、すっぽり入る範囲に設定させていただいていると。

鵜飼委員

グリーンのがこれが網の位置ということ。これよりも25メートルに寄せていると。そうでないと、危ないですよ。流されていって、移動してしまう。これを25メートル付近に移動していると、そういう理解で良いですね。

水) 相澤副技幹

この緑色に示していますのが定置網の図なのですけれども、これよりも岸寄りの方に移動するように、そういった指導をさせていただきます。

鵜飼委員

その結果がこの赤のラインということですね。

青木勇委員

この図面だと三ツ角まで大体26メートルですね。

水) 相澤副技幹

はい。今お配りしているものと、そうですね。

青木勇委員

この三ツ角がもっと中に入るとのこと。

水) 相澤副技幹

はい、もっと岸の方に寄ります。

水) 石黒担当課長

補足しますと、突通しの部分が水深25メートルくらいほどになるということ。

先ほどお配りしたこの図の許可区域の沖のラインが、ちょうど水深25メートルの線に当たるということで、水深25メートルより浅い部分に身網、それから垣網が入っていくという設置の仕方になります。

議長

そうすると、こちらの図で27のところが一番下になっていますよね。それがこの図の赤の、その下のラインに相当するという、そういう理解で良いですか。

水) 相澤副技幹

こちらの赤のラインは、25メートルのラインになりますね。

議長

他によろしいでしょうか。

福本委員

すみません、勉強不足で申し訳ないですけれども、小型定置は25メートル以内でなければ駄目ということですか。

青木勝海委員

27メートル。

福本委員

7はいいのですか。

鵜飼委員

27メートル未満では。だから、27メートルは駄目なのですよ。

議長
 水) 相澤副技幹
 議長

そこをはっきりさせておいたほうが良いです。
 安全を見て、少し岸寄りにしたという理解でよろしいですか。
 はい。
 それでは、特段異論がないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
 それではそのように決定します。
 次に、報告事項（２）に移りたいと思います。「一都三県連合海区漁業調整委員会の開催結果について」を議題とします。
 資料内容等について事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事
 議長

【資料８に基づき説明】
 はい、ありがとうございました。
 この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
 特段ないようでしたら本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
 議長

了 承
 はい、それではそのように決定します。
 続いて報告事項（３）「定置網漁業の保護区域の設定に係る委員会指示の公報登載について」及び報告事項（４）「横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限に係る委員会指示の公報登載について」を一括として議題とします。
 資料内容等について事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事
 議長

【資料９に基づき説明】
 ありがとうございました。
 この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
 特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
 議長

了 承
 それでは、そのように決定します。
 続いて、その他（１）「しらすうなぎ採捕の知事許可漁業化について」を議題とします。
 資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事
 議長

【資料１０に基づき説明】
 はい、ありがとうございました。
 この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件については説明を了承することといたします。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

次回は9月25日月曜日14時から開催となっております。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上